

資料提供先：中国地方建設記者クラブ
 合同庁舎記者クラブ
 岡山県政記者クラブ
 岡山市記者クラブ

旭川水系河川整備計画（国管理区間）を策定しました。

国土交通省中国地方整備局では、平成 25 年 3 月 15 日に「旭川水系河川整備計画【国管理区間】」（以下、本計画）を策定しました。

旭川水系では平成 20 年 1 月に長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定める「旭川水系河川整備基本方針」（以下、基本方針）が策定されています。本計画は、この基本方針に基づく段階的な計画であり、旭川水系の国が管理する区間における今後概ね 20 年間の治水、利水、河川環境に関する整備目標や具体的な実施内容を示したものです。

また、本計画を策定するにあたっては、旭川水系に関わりが深く専門的知識をお持ちの学識経験者や専門家で構成される「明日の旭川を語る会」から意見を頂くとともに、地域にお住まいのみなさんからご意見を頂きながら進めてきました。さらに岡山県知事をはじめ、岡山市長からのご意見を伺い策定に至っています。

本計画は、下記のホームページからご覧になれます。

記

■ 中国地方整備局河川部ホームページ

URL : <http://www.cgr.mlit.go.jp/cginfo/syokai/busyo/kasen/index.htm>

→「河川整備基本方針・河川整備計画」→「旭川水系」よりご覧ください。

■ 岡山河川事務所ホームページ

URL : <http://www.cgr.mlit.go.jp/okakawa/>

→「旭川水系河川整備計画」よりご覧ください。

別添 1 : 旭川水系河川整備計画（国管理区間）の策定までの経緯

別添 2 : 旭川水系河川整備計画（国管理区間）の概要

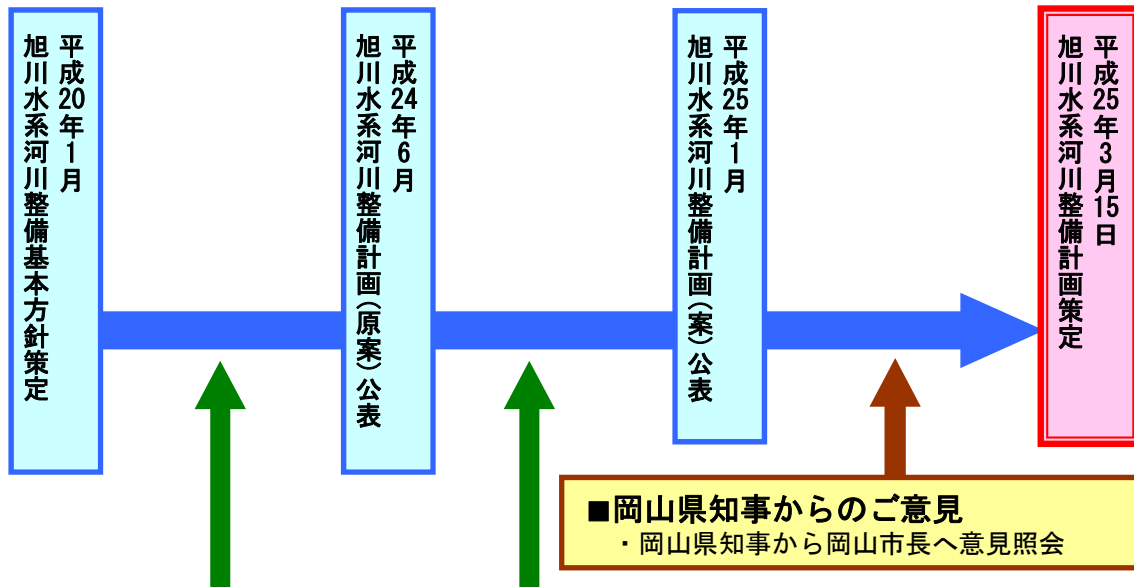
(問い合わせ先) 国土交通省中国地方整備局 電話番号(082)221-9231(昼間代表)
 河川部 河川計画課長 田中 里佳(たなか りか) (内線3611)
 建設専門官 後藤 誠志(ごとう せいし) (内線3617)
 担当事務所 岡山河川事務所 電話番号 (086)223-5101(昼間代表)
 副 所 長 植田 憲治(うえだ けんじ) (内線205)
 調査設計課長 清水 信夫(しみず のぶお) (内線 351)

(広報担当窓口) 国土交通省中国地方整備局 電話番号 (082)221-9231(昼間代表)
 総務部 広報広聴対策官 石田 勝己(いしだ かつみ) (内線2117)
 企画部 環境調整官 江角 忠也(えすみ ただなり) (内線3114)

策定までの経緯

旭川水系では平成20年1月に長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定める「旭川水系河川整備基本方針」が策定されています。これに基づき、旭川水系の国が管理する区間において、段階的な河川整備を行うための計画として「旭川水系河川整備計画【国管理区間】」（以下、本計画）を平成25年3月15日に策定しました。

本計画を策定するにあたっては、旭川水系に関わりが深く専門的知識をお持ちの学識経験者で構成される「明日の旭川を語る会」からご意見を頂くとともに、地域にお住まいのみなさんからご意見を頂きながら進めてきました。



■各分野の学識者や専門家からのご意見

・平成20年2月～平成24年12月 第1～6回「明日の旭川を語る会」開催

■地域のみなさんからのご意見

・平成20年2月～平成24年7月 アンケート、住民説明会「地域と共に明日の旭川を考える会」、原案への意見募集

各分野の学識経験者からの意見聴取

■明日の旭川を語る会



学識経験者による懇談会を整備計画策定までに6回開催し、専門分野について意見を伺いました。

明日の旭川を語る会 委員名簿

氏名	職名	専門分野
宇佐美 英司	岡山弁護士会	法律
内田 和子	岡山大学 名誉教授	応用地理学 自然地理学
大久保 賢治	岡山大学大学院 環境生命科学研究所 教授	陸水物理学 水工水理学
佐藤 國康	元 川崎医科大学 教授 (生物学)	環境 (魚介類、 両・爬・哺乳類)
田中 収一	山陽新聞社 論説委員会 特別論説委員	地域振興
谷口 守	筑波大学 システム情報系社会工学城 教授	都市・地域計画
永井 明博	岡山大学大学院 環境生命科学研究所 教授	流域水文学
名合 宏之	岡山大学 名誉教授	河川工学 (水工学)
波田 善夫	岡山理科大学 学長	環境 (植物)
久野 修義	岡山大学大学院 社会文化科学研究科 教授	日本中世史
松村 眞作	元 岡山県水産試験場長	漁業
丸山 健司	日本野鳥の会 岡山県支部長	環境 (鳥類)

地域のみなさんからの意見聴取

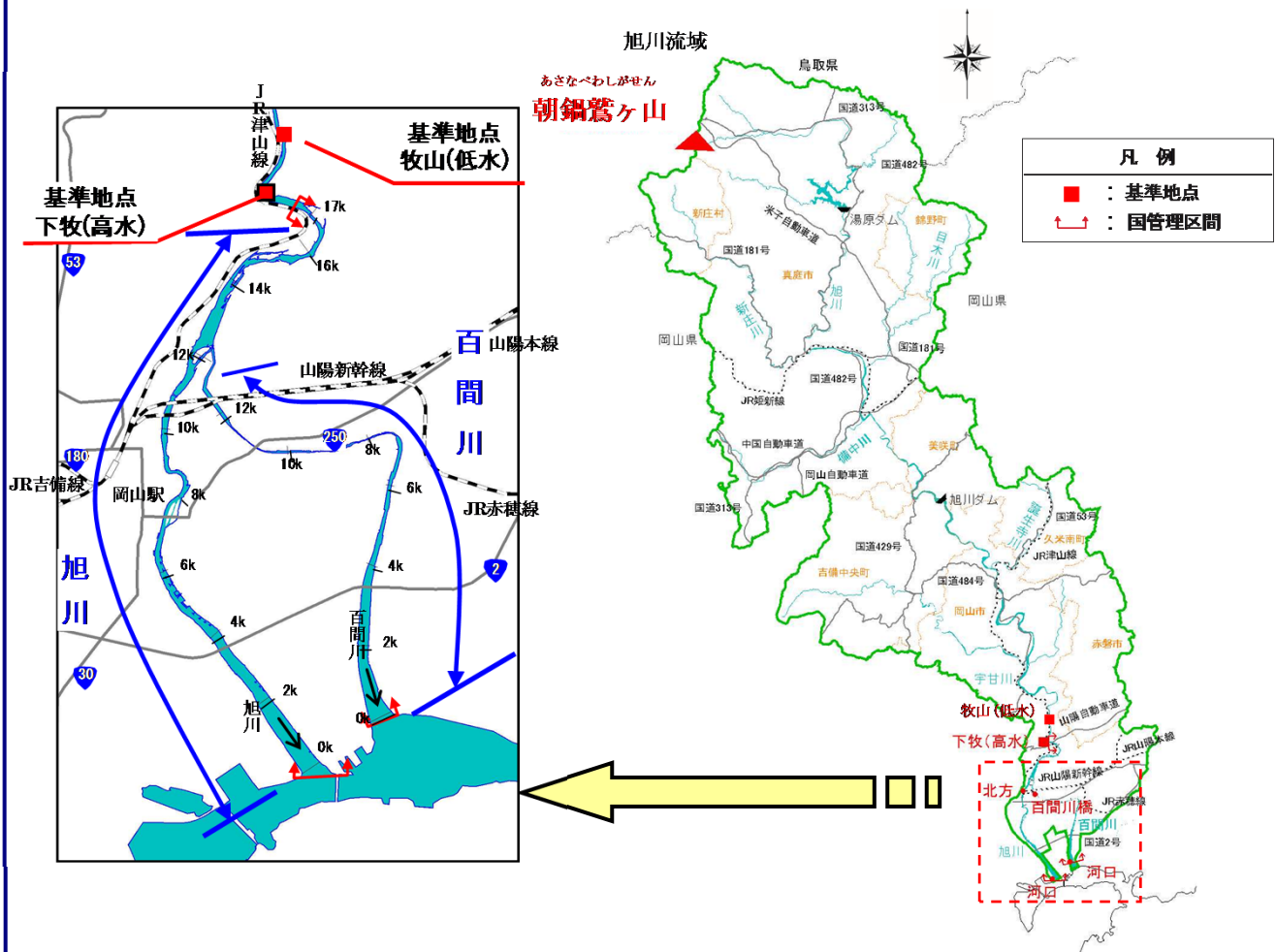


アンケートや説明会などにより総数で512件のご意見を頂きました。主な内容としては、治水事業の推進、自然環境の保全、樹木伐開など適正な維持管理といった意見の他に、更なる関係機関との連携といった意見を頂いています。

河川整備の基本理念および対象区間・期間

基本理念	<p>【治水】安全・安心な暮らしを確保する 旭川水系河川整備基本方針で定めた長期的な治水目標に向けて、整備期間内で実現可能な段階的な河川整備を進めるとともに、河川整備の現状、過去の被害、はん濫域の人口・資産等を考慮し、地域の治水安全度の向上を目指します。</p> <p>【利水】地域を潤し、豊かな暮らしを支える 様々な用途に利用されてきた旭川の水利用の歴史や現状を踏まえ、川との関わりを介して関係者と連携を深め、生活・産業に必要な水を安定的に確保します。</p> <p>【河川環境】水と緑のふれあい、歴史・風土と調和した景観や自然環境を保全する 旭川を基に形成された地域住民の憩いの場としての河川空間および沿川の歴史・文化的資源と調和した河川景観や、旭川が有する豊かな生物の生息・生育・繁殖環境の保全を目指します。</p>
	<p>対象区間 旭川水系の国が管理する区間（下図参照）</p>
	<p>対象期間 今後概ね20年間</p>

■旭川水系河川整備計画【国管理区間】の対象区間



河川名	区 間		延長 (km)
	上流端	下流端	
旭川	左岸：岡山市北区牟佐字高尾1673番地先 右岸：岡山市北区玉柏字宮本2744番地先	海に至る	17.5
百間川	旭川からの分派点	海に至る	12.9
合計			30.4

旭川水系河川整備計画【国管理区間】の概要

洪水等による災害の発生防止または軽減

目 標

■安全・安心な暮らしを確保する

1. 河道の治水安全度確保

長期的な治水目標である河川整備基本方針に定めた目標を達成するためには多大な時間と費用を必要とするため、一連区間で整備効果が発現するよう、段階的な河川整備により洪水等による災害の発生防止または軽減を図ることを目標とします。

河川整備にあたっては、旭川下流地区に位置し、岡山県における行政、経済の中心で、政令指定都市である岡山市街地の資産の集積度を踏まえ、上下流のバランス、百間川の旭川放水路としての目的と経緯、コスト縮減に配慮し実施します。

旭川下流地区および百間川においては、昭和47年7月洪水が再び発生しても、浸水被害の防止または軽減が図られるとともに、旭川本川から百間川への適正な分流が可能となります。

旭川中流地区においては、昭和47年7月洪水が再び発生しても、浸水被害の防止が図られます。

2. 高潮対策

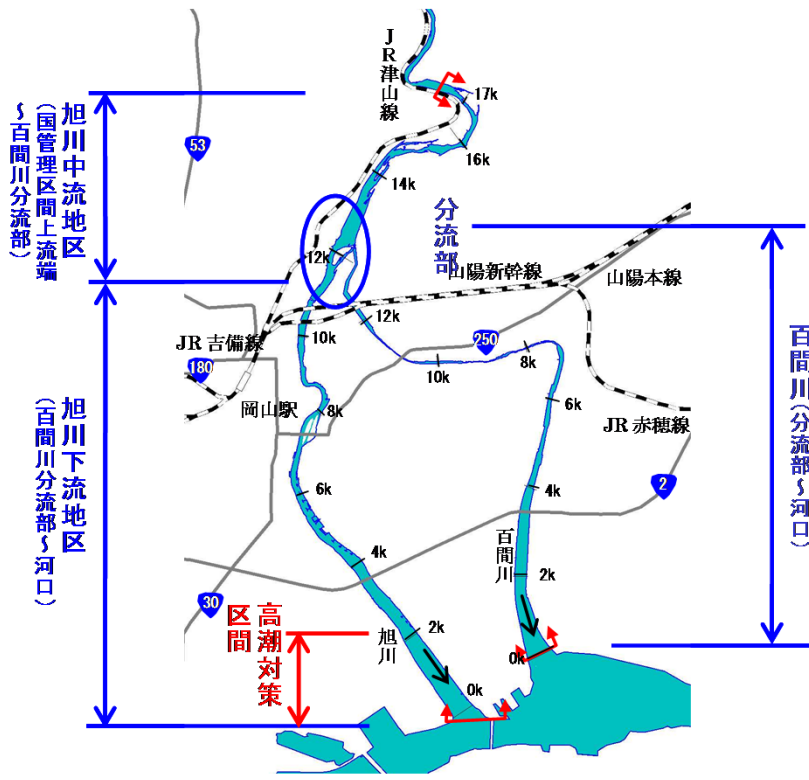
既往最高潮位を記録し、浸水被害をもたらした平成16年8月台風16号による高潮が再び発生しても、国管理区間からの浸水の防止を図ることを目標とします。

3. 内水はん濫被害の軽減

ゼロメートル地帯を中心とした倉安川沿川において、昭和47年7月洪水が再び発生しても、内水はん濫被害の軽減（床上浸水の解消）を図ることを目標とします。

4. 地震・津波対策

東海・東南海・南海地震等の現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動に対して、河川管理施設の被害の防止または軽減を図ることを目標とします。また、河川水等のはん濫による二次被害の防止が図られます。



旭川(国管理区間)の地区分割

旭川水系河川整備計画【国管理区間】の概要

洪水等による災害の発生防止または軽減

整備等の内容

旭川下流地区：堤防整備（築堤（高潮堤）、断面確保）、河道掘削
 旭川中流地区：河道掘削、樹木伐開
 百間川：百間川河口水門増設、堤防整備（断面確保）、河道掘削、分流部の改築
 分流部（本川）：本川分流部の樹木伐開、河道掘削

■整備手順の考え方

目標の達成に向け、河川整備（治水事業）の整備手順の考え方は、岡山市街地の資産の集積度を踏まえ、上下流のバランス、百間川の旭川放水路としての目的と経緯、過去の被災状況、事業の進捗状況、事業効果、コスト縮減等に配慮し次のとおりとします。

1 継続事業の早期完成

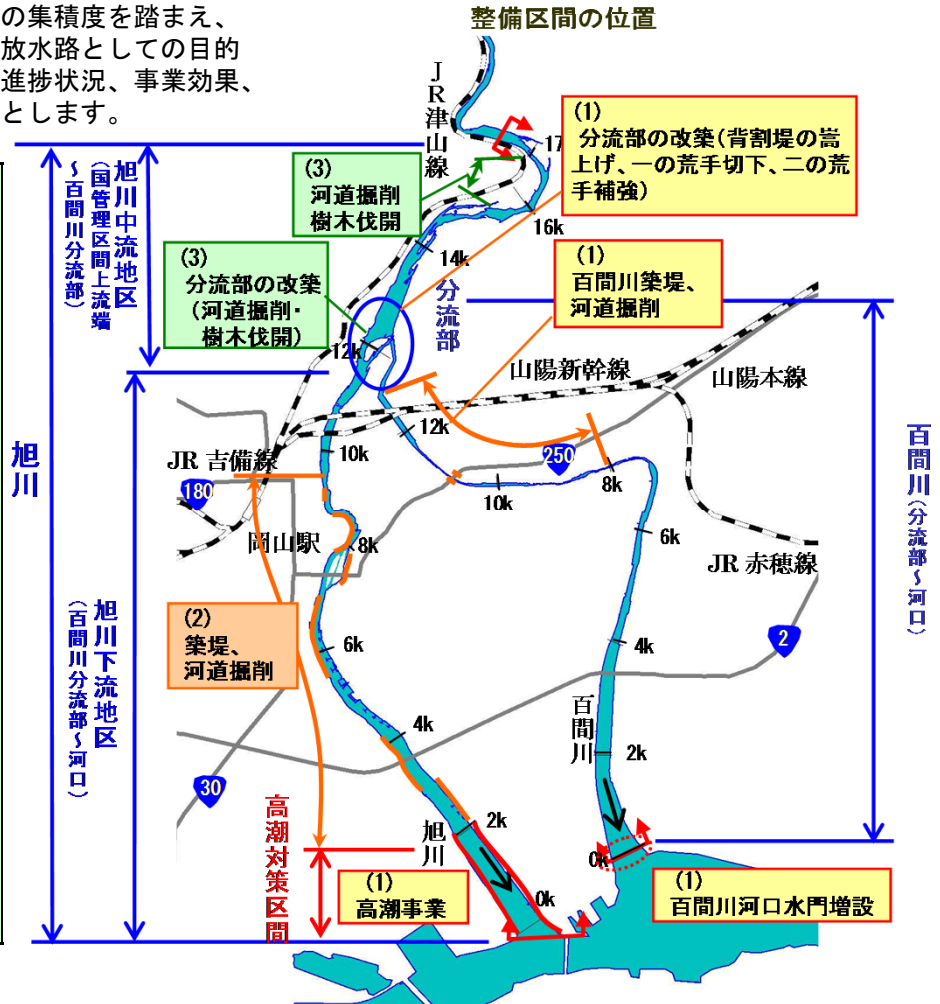
現在実施中の事業（旭川：高潮事業、百間川：河口水門増設）を早期に完成させます。
 百間川では、昭和47年7月洪水が再び発生した場合でも安全な洪水流下が可能となる築堤と適正な分流に向けた分流部の改築を実施します。また、旭川本川および百間川の築堤等の土砂材料を百間川から採取することにより、河道掘削が促進されます。

2 旭川下流地区の河川整備

市街区間の治水安全度を向上させるため、旭川下流地区の築堤等を順次実施します。
 旭川水系中流ブロック河川整備計画（岡山県管理区間）との上下流バランスを考慮し整備を進めます。

3 分流部、旭川中流地区の河道掘削など

旭川下流地区および百間川の河道整備に続き、旭川本川の分流部から旭川中流地区の流下能力確保を目指します。



整備手順

□ : 国管理区間

整備区間	主な整備内容	河川整備計画期間
旭川下流地区	築堤（断面確保）、河道掘削	→
高潮対策区間	築堤（高潮堤）、断面確保	→
百間川	旭川放水路事業	
	・百間川河口水門増設 ・築堤（断面確保）、河道掘削 ・分流部の改築	→ → →
	既設百間川河口水門設備更新	→
分流部（本川）	本川分流部の樹木伐開、河道掘削	→
旭川中流地区	樹木伐開、河道掘削	→

旭川水系河川整備計画【国管理区間】の概要

河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持

目 標

■地域を潤し、豊かな暮らしを支える

水道用水、工業用水、農業用水等の利水の現況、動植物の保護、漁業、景観を考慮した流水の正常な機能を維持するために必要な流量を下回らないよう、渇水時の情報提供、関係機関との情報伝達体制の整備と調整を図り、旭川における適正な水利用を推進します。
また、目標とする流量は牧山地点で、かんがい期：概ね $26\text{m}^3/\text{s}$ （6/10～9/30）、非かんがい期：概ね $13\text{m}^3/\text{s}$ （10/1～6/9）とし、その確保に努めます。

整備等の内容

(1) 正常流量の確保

・関係機関と連携して必要な流量の確保に努めます。

(2) 渇水への対応

・節水意識の向上や水利用の調整に努めます。
・河川環境への影響把握のため、河川調査を実施します。

河川環境の整備と保全

目 標

■水と緑のふれあい、歴史・風土と調和した景観や自然環境を保全する

(1) 自然環境

多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、自然環境への影響の低減、旭川・百間川で確認されている重要な動植物の保全等に努めます。

(2) 河川の空間利用

幅広い分野における安全・快適な利用の継続、河川空間の活用による地域の活性化につながる場の整備を進めます。

(3) 河川景観

河川と周辺の自然・文化・歴史空間が一体となった河川景観の保全と形成に努めます。

(4) 水質

環境基準を満足する現在の良好な水質の保全、百間川は浄化施設による効果を把握し水質改善に努めます。

(5) 歴史・風土との調和

歴史的遺構の保全と治水対策の両立を図るため、河川整備等による影響を回避・最小化するための方策を実施します。現存する歴史的遺構に対する状況把握と維持管理方策を検討します。

整備等の内容

- ・各地区それぞれの特徴やエコロジカルネットワークにも配慮した河川整備を実施します。
- ・「旭川かわまちづくり計画」と連携した検討を行い、旭川さくらみちについては「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準」に適合した整備を行います。



旭川かわまちづくり
計画予定エリア



旭川さくらみち



エコロジカルネット
ワークイメージ図

- ・牧石地区は、都市近郊の豊かな自然が残るエリアであり、水辺へのアクセスの向上、安全な水辺の利用推進を図ります。また、護岸および河川敷等を整備します。

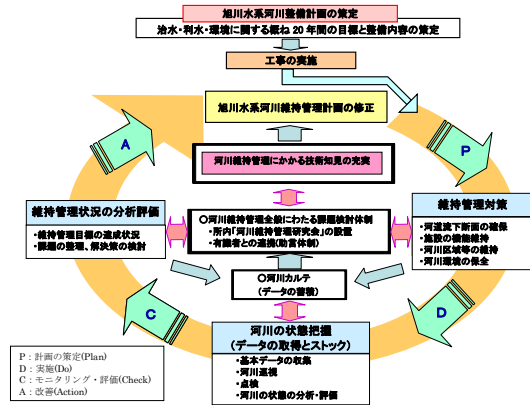


牧石地区位置図

旭川水系河川整備計画【国管理区間】の概要

維持管理

旭川・百間川の河川特性を踏まえ、維持管理の目標や実施内容を設定した「河川維持管理計画」を基に、サイクル型維持管理の考え方に基き、計画の策定(Plan)、実施(Do)、モニタリング・評価(Check)、改善(Action)を行い維持管理の実施に努めます。



■旭川水系の特徴を踏まえた維持管理の重点事項

サイクル型維持管理と河川整備計画のイメージ

河川の維持管理については、旭川水系の有する治水、利水、環境に関する多様な機能を踏まえ、**(1) 河道内樹木の管理、(2) 設置から長期間経過した構造物の維持管理、(3) 不法投棄・不法係留対策**を維持管理の重点とします。

(1) 河道内樹木の管理

河道内樹木の繁茂状況を定期的に調査し、樹林化の抑制等を図るものとします。樹木伐開にあたっては、生物の繁殖期を避ける等、伐開箇所の生物の生息・生育・繁殖環境に配慮します。また、資源としての有効活用やコスト縮減を図ります。

(2) 設置から長期間経過した構造物の維持管理

経過年数による点検方法の変更や専門業者による点検、補修を計画的に実施し、安全性を維持確保したうえで、ライフサイクルコスト縮減を図り管理します。

(3) 不法投棄・不法係留対策

不法投棄対策は、堤防巡視・点検に併せて、監視を実施します。不法投棄が頻繁に行われる箇所について重点監視、啓発パンフレットの配布、看板の設置等を継続して実施します。不法係留対策は、関係機関と連携を図り、啓発活動を継続するとともに、不法係留船の撤去措置、他水域にある保管施設や陸域保管施設への誘導を推進します。

■その他の河川の維持管理に関する事項

旭川水系の特徴を踏まえた維持管理の重点事項だけでなく、旭川水系の有する治水、利水、環境に関する多様な機能を維持管理するために、次に掲げる事項を継続して実施します。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・基本データの収集 ・河川巡視 ・河川管理施設等の点検 ・河道の維持管理（河道流下断面の確保・河床低下対策、れき河原の再生） ・河川管理施設の維持管理（堤防・護岸、樋門・樋管、排水機場等） | <ul style="list-style-type: none"> ・河川の適正な利用、安全な利用についての配慮 ・河川環境の維持管理対策 ・水防等のための対策（水防活動の円滑化、災害用資機材の備蓄・保管、洪水予報・水防警報、地震・津波情報の伝達、浸水想定区域図の更新・ハザードマップ等の作成支援、災害発生時の地方公共団体への応援、東西中島地区への対応、水質事故対応等） |
|--|---|

その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

・その他施策との連携

整備の円滑化のため、異なる管理者との事業調整や都市計画、歴史・文化や景観に関する施策との調整、道路管理者との調整を図ります。

・連携と協働

流域住民や団体との交流や情報共有を通じて、住民への広報活動に努めます。清掃活動等への住民や企業等の参加を促し、地域の要望や意見を踏まえながら整備に取り組みます。

・情報の共有化

ホームページや各種広報誌等を通じて情報を広く共有するとともに、地域住民等に直接説明して理解を深めることに努め、意見交換の場づくりを図る等、関係機関や地域住民等との双方向のコミュニケーションを推進します。

詳細については、[ホームページ](#)より整備計画本文をご覧ください。

参考資料

中国地方整備局管内

1級水系直轄管理区間（13水系）における河川整備計画策定状況

千代川水系河川整備計画	平成19年 5月16日
高津川水系河川整備計画	平成20年 7月 3日
芦田川水系河川整備計画	平成20年12月 4日
天神川水系河川整備計画	平成22年 3月 5日
斐伊川水系河川整備計画	平成22年 9月30日
高梁川水系河川整備計画	平成22年10月14日
太田川水系河川整備計画	平成23年 5月16日
旭川水系河川整備計画	平成25年 3月15日

【河川法】 抜粋 （河川整備計画）

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

- 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を図って、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定めなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。
- 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。